

地域で除雪活動を行う皆さまへ

令和7年度

除雪機械購入補助制度

についてのお知らせ



札幌市では、地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機の購入補助を行っております。



●対象機械

安全装置が付いたハンドガイド型小型除雪機

※新品の機械のみを対象とし、中古品は対象外といたします。

また、販売業者から購入する機械のみを対象とし、個人間での売買で購入したもの等は対象外といたします。

●補助金額

購入金額の2分の1以内（上限50万円）

※消費税は購入金額に含みますが、オプションパーツや付属品、配送料等諸費用は含みません。

●補助対象

町内会又は除雪ボランティアを行う団体（NPO・ボランティア団体・地域組織等）

※個人及び企業への補助は行っておりません。

※「令和7年度小型除雪機貸出制度」との重複利用はできません。

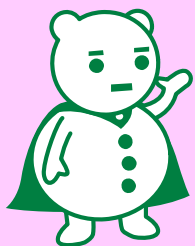
●補助条件

- ・市道で行う地域の除雪活動を基本として使用すること。
- ・購入した除雪機械で3年間は地域の除雪活動を継続すること。
- ・実績報告書を毎冬1回、3年間提出すること。
- ・補助金の交付を受けた年度について、除雪機械を団体として購入したことがわかる書類（町内会の収支報告書等）を提出すること。

- 使用例
 - ・雪山で狭くなった生活道路の幅を広げる作業
 - ・市が除雪対象としていない生活道路（車道又は歩道）の除雪
 - ・高齢者や障がい者宅周りの除雪（福祉除雪を含む）
 - ・消火栓やゴミステーション周りの除雪
- 申込書類
 - ・申請書（様式1）
 - ・購入予定の除雪機械の見積書および仕様書（カタログ等）
 - ・除雪機械により除雪を実施する場所の地図（使用目的も併記してください）
- 申込方法

申請書類を下記の【お申し込み先】まで、除雪機械を購入する2週間以上前に、持参又は郵送により提出してください。
※ファックス、電子メールでは受け付けません。
- 受付期間

令和7年8月19日（火）8時45分より受付開始
※予算に達し次第、受付を締め切ります。
※多数の申込みがあった際は、抽選を行う場合があります。
- 注意事項
 - ・作業による事故については使用者の責任となりますので、安全に十分注意してください。
作業中の事故発生に備え、できるだけ「ボランティア活動保険」へ加入いただいた上で、作業を行ってください。
詳細については、札幌市社会福祉協議会ボランティア活動センター（TEL：011-623-4000）又は、各区の社会福祉協議会にお問い合わせください。
 - ※ 町内会などの地域活動団体が申請する場合は、「札幌市地域活動保険」が令和5年7月から始まりましたので、公式ホームページをご確認ください、ご不明点については、札幌市市民自治推進課（TEL：011-211-2253）にお問い合わせください。
https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/chounaikai/hint/tiikikatudouhoken_top.html
 - ・除雪機械を営利目的に使用しないでください。
 - ・市の除雪作業について雪置き等を理解し、支障とならないように地域の除雪作業を行ってください。
 - ・補助条件を満たさなかった場合、補助金の交付後に不正が発覚した場合、その他補助が不適当と認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ・交付決定前に除雪機械を購入された場合は補助金を交付できません。
 - ・公平性確保のため、本制度を利用した団体は、以後6年間に於いて再び補助を受けることはできません。



【お申し込み・お問い合わせ先】
札幌市建設局雪対策室計画課
札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎8階）
TEL：211-2682

SAPP
RO



さっぽろ市
02-R03-25-1608
R7-2-1145